

第4 計画の実現に向けて

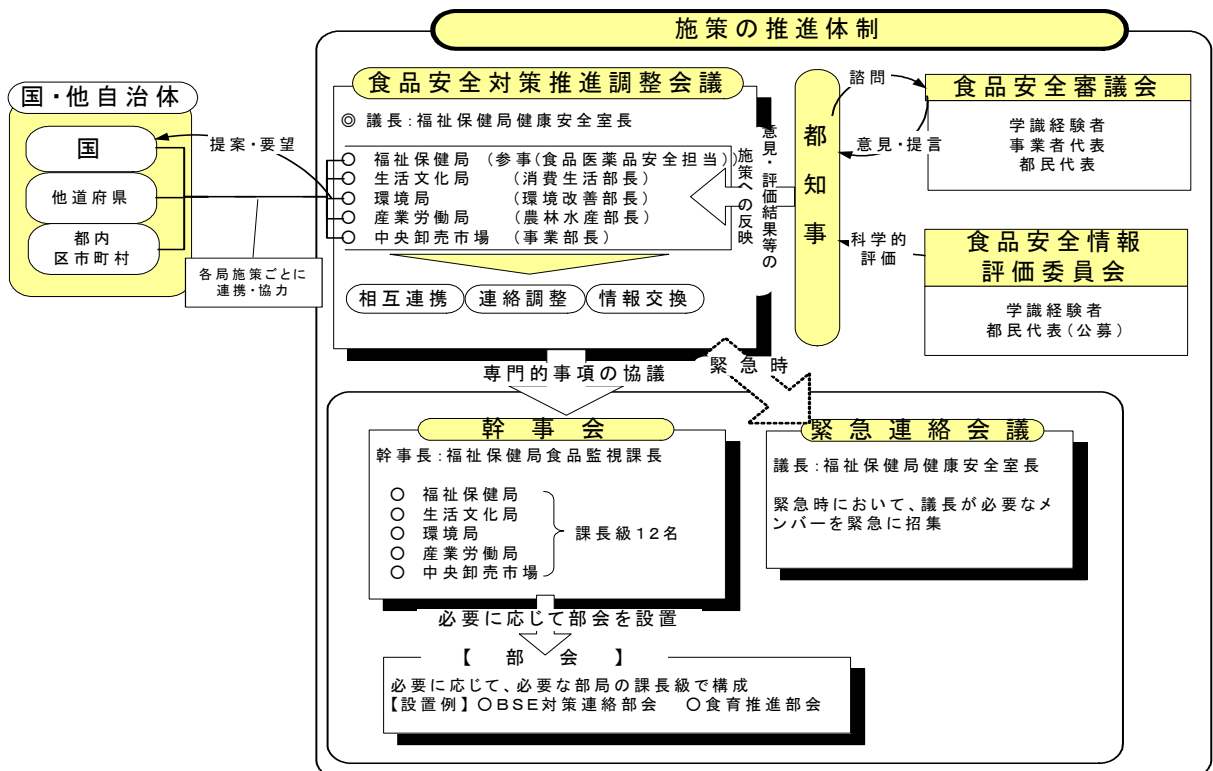
第1で示した考え方のおり、施策を計画的かつ総合的に進めるためには、都における推進体制を確立するとともに、計画を定期的に検証し、見直しを行っていく必要がある。こうした考え方に基づき、本計画の実現に向けて都が取り組むべき事項は次のように整理できるものとする。

1 施策の推進体制

食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係各局の適切な連携を図っていくことが求められている。このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議」を活用し、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していくことが必要である。

また、都内に流通する食品の多くが海外や他道府県で生産・製造されたものであることから、関係各局において国や他自治体との連携を積極的に推進していくことにより、都における生産から消費至る一貫した食品の安全確保を図っていくことにも配慮が必要である。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めて行くため、食品安全条例に定める知事の附属機関である「食品安全審議会」からの意見や提言を活用するとともに、「食品安全情報評価委員会」における科学的評価を踏まえ、科学的根拠に基づいた適切な未然防止策を推進していくことが必要である。



2 計画の推進と検証

本計画を着実に推進していくために、第3に掲げた戦略的プランを中心に、その進ちよく状況等を把握し、適切な点検と進行管理を行っていくことが必要である。また、把握した進ちよく状況は、定期的に食品安全審議会へ報告していくとともに、計画の中間年度において、施策の体系の現況とあわせて広く都民に公表していく必要がある。

今日、食品の安全に関する問題は、現時点では十分に認識されていない新たなリスクの顕在化、また、より高度な製造技術の進展、さらには、より迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、科学技術の進歩、国内外の諸状況によって大きく変化する。このため、本計画については5年後に次期計画を策定し、計画期間の途上において、改定が必要となった場合には、食品安全条例の規定に基づき、あらためて食品安全審議会への諮問など所要の手続きを行う必要がある

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営むうえで、不可欠な要因である。本計画を着実に進行していくため、全庁的な推進体制の充実を図りながら、都が行うすべての施策を、本計画に示された考え方にに基づき、食の安全を取巻く状況を十分に考慮して策定、実施して必要がある。